

## ●唐令拾遺

仁井田陞著

「隋唐文化の、殊には初唐の文化は高い發展をなしたが、その内に存する著大の特色は、異種雜多を綜合し、廣大なる包容力の下に、統一を得んとする心的傾向を持つことである。……即ち唐代人にあつても考へられた、廣大なるものを統一する精神は、一はこれらを光被する教化の觀念に極めて廣い意味に於ての文學と、彼等を一貫し統制すべき法制であつた。唐代の文學とその法典こそ、かの世界的國家の二大華表であり、長く東洋の諸文化に跡を垂れたもので、古羅馬のそれらに比して考へらるべきものである。」これは西田教授の言であるが、實に、唐代に於ける法制の整備こそ東洋史上の偉觀であらう。

然し、當時作られた多くの法典中、今日に傳はるものは、唐律疏議・唐六典等を擧げ得る外、特に令としては敦煌發見の殘簡を數ふるのみで、諸書に記載されたその逸文に依つて窺ふ以外には仕方がなかつた。されば、其の散佚した令の條文を蒐集し、これを系統的に復舊することは、早くから其の必要が感ぜられてはゐたが、絶大な努力と時日と便宜とを有するものでなければ、何人も企て及ぶところではない。然るに、東方文化學院東京研究所の仁井田學士が、敢然この難事に當り、爾來四ヶ年を費して、遂にこれを完成し、今度、唐令拾遺と題して、堂々千餘頁の大著を世に問うたことは、誠に學界の爲慶賀に堪へぬ。

其の内容を見るに、序説・唐令・附録の三部よりなり、序説はこ

れを第一、唐令の史的研究所第二、唐令拾遺採擇資料に就いての二項に分ち、第一に於ては、先づ唐以前の法令の沿革を究め、これと唐令との關係を示し、更に唐代に於ける律令格式の制定を述べ、次いで、五代以後元明に至るまで、各代法令の編纂と其の内に於ける唐令の系統を尋ね、後者の支那法制史上に於ける地位を明かにしてゐる。第二に於ては、唐令の復舊及びその參考に利用した文獻、即ち唐令の資料、唐前諸令の資料、唐後諸令の資料たる日支文獻凡百餘種中、其の主要なるもの、六典通典を初め、我が令集解倭名類聚抄に至るまで、十餘種に就いて解説を試みて居る。序説を通じて、舊説を是正するところ甚だ多く、猶又、學士の唐令復舊に對する態度方法を窺ふことが出来る。次に、唐令の部に於ては、官品令より、雜令に至るまで、三十三篇に分ち、各々復舊し得た條文を掲げ、其の左に基本資料を列記し、更に必要に應じて、學士の見解、或は註解的説明を記載してある。更に又、參考の項を設け、條文の参照、或は傍證に資し、猶唐前後令の逸文で、これに類するものをも示して居る。かくして復舊し得たる條數は武德令以下開元二十五年令、及び年次不明の唐令を通じて、實に七百十五條に達し、六典所載の開元令條數の約半数に當る。最後の附録の部には、日唐兩令對照表、唐日兩令對照表、及び唐令拾遺採擇資料索引を掲げてある。前二者の彼我兩令比較研究にとつて甚だ便利であることは申すまでもない。

さて、この復舊にあたり、學士は實に周到なる用意を持つて、

唐令に關する限り、片言隻句をも忽せにせず、且つ、其の斷ずるところも誠に穩健着實であるから、吾々のこれに依つて得るところはもとより絶大で、今改めて贅言を要しないが、特に一例を擧げると、田令に掲げられたる給田の條文の如き、諸種の資料に據つて、武德令、開元七年令、同二十五年令を殆ど復舊し、其の結果、舊來六典の記事が最も正確なものと斷ぜられ、何等の疑問もなかつたのに對し、發令の順序から一戸籍によつて知る給田法は唐六典と一致してゐるから、通典等に誤りがあるか、又は開元二十五年令の變更が、當時實際上行はれなかつたものと解せられよう。」と述べ新に注意を喚起してゐる。或は又、賦役令に於て、丁男一人の輸すべき調布の長さが、一資料には二丈四尺とあり、他には二丈五尺とあつて、從來何れに依るべきであるか迷はしめたのをば、武德令及び開元七年令と同二十五年令との差異であると考へたこときそれである。

最後に、少しく注文を申すならば、開元以後の法令の變革に關し、猶一層記して戴きたかつたことである。學士も「田賦役及び軍防各令中の或る條文の如き開元天寶の後、遂に行用されなくなつたこと、史家の論ずる所である。」と述べて居られる如く、安史の亂を前後として、先づ兵制に於ては募兵を主とし、稅制に於ては兩稅法を採用し、田制に於ては均田法を廢棄した。

これは單に唐代のみならず、支那史を通觀して、大きな變革として認めればなるまい。然るに、學士は前文に次ぎて直ちに、「さりながら唐令のすべてが停廢されたわけではない。」と軽く

扱ひ、戶令・學令・雜令に於ける數例を擧げて、規定の實質の變つて居ない方面のみ極めて力説して居られる。よしんば「令文を直接改めるより、格勅による變更の割合が多く」あつたとしても、こと唐代に於ける限り、前後變革したことに就いて猶多くの紙數を費やして戴きたかつた。此の外、僅かなことではあるか、校正を漏れて正誤されてないものを、氣付いたまゝに記せば、考課令の附錄(三六四頁)に、

〔唐會要卷十六街卷〕 太和五年七月、左右巡使奏、(中略) 請准前後除、准令式、各合開外、一切禁斷、

とあるが、卷十六は明かに卷八十六の誤りで、従つて索引の項(九二五頁)も訂正せねばならぬ。請以下の文は親切にも點を付け過ぎ却つて難解である。除式の下の點は省くべきであらう。又、倉庫令(六九三頁)に、

三(唐)其折糴米者稻三斛、折納米一斛四斗、

と、夏後陽算經に據つて復舊した令があるが、稻三斛の下に點を付けたのでは、文意が通じ難い。其折糴米者で切るべきであらう。これと系統を同じくすると思はれる記事が、通典食貨卷十二輕重の條にあるから附記しておく。

開元二十五年。定式。王公以下。每年戶別據所種田。畝別稅粟二升。以爲義倉。(中略) 諸出給雜種準粟者。稻穀一斗五升當粟一斗。其折納糴米者。稻三石折納一石四斗。

要之、本書の眞價は讀者のみが知る。中田博士は卷頭に序して「學士の努力や眞に賞歎に値すべく、其の效績は眞に不朽な

りと稱すべきである。」と述べて居られるが、蓋し至言である。敢て江湖に薦むる所以である。(東方文化學院東京研究所發行。定價拾圓)〔小野〕

● Hans Baron:

Das Erwachen des Historischen Denkens im Humanismus des Quattrocento

本論はフアニスムス研究に於て令名ある Hans Baron 氏が目下準備中の Petrarca, L. Bruni und der florentiner Bürgerhumanismus des Quattrocento なるモノグラフィイ中の一章を要約して Historische Zeitschrift に寄せたものである。Baron 氏は冒頭に於て問題を提起してゐる。即ち Dilthey, Meincke 等の研究の結果マキヤベリの國家及歴史に關する見解が Virtù, der Selbstbehauptungskraft u. Lebensfähigkeit des Menschen. (Dilthey) の觀念に基づてゐる事は一般に認められてなり、この Virtù の觀念は古代より傳はりフアニスムスに於てもネトラルカ以來存しマキヤベリに迄續いた事についても今日人々は承知してゐるが、かゝるフアニスムス的「人間の理解及分析」がマキヤベリ以前に國家及び歴史の觀察に於て、後にマキヤベリが進んで行つた道を豫め開いてゐたか否かについては今日尙充分明かにされてゐないとして以下この問題について論じてゐる。今こゝに内容の大意を紹介する。

すでにフアニスムスの初期に於てネトラルカは Virtù 及び

essetia について明瞭に述べてゐる。彼は古代ローマの例を示し、ローマはカルタゴに完勝して以來餘りに安全な不安のない生活をなしたため自己の力を萎縮せしめたので「もしカルタゴが尙存續してゐたら Virtus Romana はなくならなかつたらう」〔Ep. fam.〕と述べ「一民族が隆盛の極に達すると Virtus を失ひそれに對して他の民族が新しき Virtus を持つて勃興し來るとし政治的 Virtus は民族より民族に移行すると考へたのである。又 Matteo Palmieri は “Della vita civile” なる書物に於て戰爭に際しての Virtù について論じてゐる。

しかればかゝる Virtù の隆退を自然作用及自然法則と關係せしめ、文化力政治力は必然的な終末なき民族より民族への推移をなすものなりとする考へは、中世的なる唯一永遠のローマ世界帝國の信念を持續して行けるだらうか。ネトラルカは諸民族がローマ世界帝國の支配より獨立する事を認め、グンテの如く帝國に對する對抗を以て神意に叛くものとは考へなかつたが、しかし彼はローマ帝國の神性を認め黄金時代の再興を信じてゐた。たゞ彼は Christliche Roma Aeterna よりは Roma aeterna der Antike の復興をより多く望んでゐたが。吾人はこのネトラルカの永遠のローマ復興に對する信念とマキヤベリの民族及國家の歴史を自然の終末なき隆退とする觀念との間には、中世的ローマ信念と近世的歴史觀念を分つ所の間隙の存するのを見るのである。

この近世的歴史觀念への前提として Quattrocento のフアニ